

東京多摩支店の東京都労働委員会闘争、いよいよ審問段階に！

郵政非正規ユニオンの大一番が12月6日都庁34階でスタート！

合同・一般労働組合全国協議会
郵政非正規ユニオン

(齋藤裕介執行委員長)

東京都葛飾区新小岩2-8-8

クリスタルハイム203東部ユニオン気付

電話03-6231-5031



郵政非正規ユニオン

郵政当局と労働組合・共闘・支援が都労委で激突！

郵便局ではたらく皆さん、日々の激務ご苦勞様です。

いよいよ一年半の長きに渡った東京多摩支店での労働組合つぶしに對する都労委の調査が終わり、証人審問の第一回が始まります。

訴えの目的は雇い止めに対する「不当労働行為」（不利益扱い、報復的行為など）、当局の様々な違法行為への「労働委員会救済命令」の獲得と社会全体への郵政の悪事の暴露です！

宅配統合JPEX失敗による「郵政大赤字」から始まった、郵便局員の「4万6千人大量雇い止め」を強行する郵政当局との対決を目的に結成されたのが、**郵政非正規ユニオン**です。これに所属する組合員および**組合委員長を始めとした代表4役に対する不当な雇い止め解雇攻撃！**

現在吹き荒れる郵政当局の企業犯罪に對して、現場社員による闘う労働組合の存在とたたいは誰もが求めるものです。労働組合が機能しないことで、私達の生活基盤が失われ、結果として理不尽極まる凄惨な職場となっていることは悲劇です。「年賀自爆の強制」「人員不足による毎日のハードワークと超過勤務」「職員へのパワハラ」「集配社員の連日の交通事故や死亡事故」そして「正規社員の強制配転」と「非正規雇い止め」！

法治国家である日本において常識外ともいえる違法・脱法行為を、隠すことなく堂々と実行する郵政当局。一切は、最大の労働組合である**J P 労組中央本部と経営陣**が結託し、これを推進するという最悪な構図によつて出来上がっています。しかし**私たち現場労働者**がいなければ郵便局のすべてが一切の機能を停止し動かなくなります。問題は現場を動かす社員が労働組合として当局と徹底抗戦を貫けるかにかかっています。

私たち「**郵政非正規ユニオン**」は郵政の職場と失われた権利のすべてを労働者の手に奪還するために闘います！ その闘いをひろく訴えるたたかいとして、来月より東京都労働委員会で決戦が始まります。すべての皆さんの合流を訴えます。（裏面によびかけ文）

郵政非正規ユニオンNEWS15号 発行 2012年11月27日



携帯でも簡単に見られます
HPで最新情報発信中！

郵政非正規ユニオン東京都労働委員会闘争 第一回証人尋問闘争への傍聴動員のお願い

郵政非正規ユニオン執行委員長 齋藤 裕介

11月労働者集会は5800人の結集をもって外注化・非正規職撤廃闘争の新たな前進をきりひらく画期的な闘いとしてかちとられました。特に、郵政職場が奴隷工場のようになっている現実に怒りを燃やし決起した、郵政非正規の新たな仲間が全国から数多く参加してきていることを私たちは喜ぶと共に、いまこそ郵政非正規職撤廃闘争が正念場を迎えているんだと闘いの決意を新たにしているところです。

さて、東京多摩支店15名雇い止め・解雇撤回東京都労働委員会闘争は、1年に及ぶ調査段階が終了し、いよいよ来る12月6日から下記のように4回に渡って証人尋問が行われます。皆様の全力挙げた傍聴参加、動員闘争取り組みを心底からお願い申し上げます。

郵政当局は2011年2月、「岡山郵便局非正規労働者雇い止め無効」を言い渡した広島高裁・岡山支部判決を覆そうと東京多摩支店解雇撤回闘争に敵愾心を燃やし大動員を掛けてきます。傍聴動員闘争も激戦となっています。重ねて動員取り組みの強化をお願いいたします。

第一回は齋藤委員長が闘いの先陣を切り、渡貫博司書記長が続きます。闘いは何事も緒戦が決定的に大事です。

証人尋問の最大の争点は、労働組合法第7条1項違反、組合潰しの不当労働行為・解雇であることをこの過程で立証する闘いです。不当労働行為のなかで解雇が一番重いものであり、この点を立証し勝利する事は決定的です。

この1年の調査段階における闘いは、会社の雇い止め理由がデタラメであり組合潰しの解雇であったことをほぼ明らかにしてきました。この雇い止め・解雇は、日本郵便が非正規労働者の組合を何があんでも潰すために、労働委員会救済申立て中の、齋藤委員長の首を切るという常軌を逸した、前代未聞の不当労働行為・解雇攻撃です。

私たちは、証人審問でこの会社の雇い止め・解雇攻撃を暴き、会社を徹底的に弾劾し解雇を撤回させ、現状回復を認めさせ、会社の犯罪的行為を日本郵政の全労働者々に謝罪させることを求めて闘います。

◆ 第一回都労委証人審問 齋藤委員長・渡貫書記長
◆ 日 時 12月6日(木) 13時開会〜17時

次回からは13時半から17時まで

◆ 場 所 東京都労働委員会(都庁・第一庁舎

34階(オランダのエレベーター)

※昼食時間はエレベーターが込み合います。余裕をもって結集をお願いします。

